

## 細江消防館使用規則

### (目的)

第1条 この規則は、細江消防館2階部分の使用に関し、必要なことを定めることを目的とする。

### (使用方法)

第2条 細江消防館2階部分を使用しようとする者は、細江区事務所に備えている使用簿により、施設の利用の有無を確認のうえ、必要事項を記入し使用する。ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

### (使用の優先)

第3条 緊急非常時における消防団活動及び自主防災活動のために使用するときは、他のいかなる場合の使用より優先する。

### (使用時間)

第4条 施設の使用時間は、8時30分から21時までとする。ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

### (使用の制限)

第5条 管理運営上支障があるとき又は使用が適当でないとき認めるときは、使用を制限することができる。

### (損害賠償の義務)

第6条 使用者は、施設使用によって建物、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、町長の定める方法により損害を賠償しなければならない。

### (遵守事項)

第7条 使用者又は入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで、物品の展示、販売又はこれに類する行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで、壁、柱等に張り紙、釘打ち等しないこと。
- (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) その他管理上必要な指示に従うこと。

### (雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、長が別に定める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。